

大気汚染防止法による規制・指導の概要（ばい煙に関する規制）

相模原市における大気汚染防止法（ばい煙発生施設）にかかる届出や規制基準等についてまとめたものです。

＊規制基準等については相模原市内に設置実績をあるものを中心に抜粋しているものもありますので、詳細については各担当課へ問い合わせください。

1 ばい煙発生施設を設置するものの義務

工場又は事業場に、大気汚染防止法（以下「法」という）に定める施設を設置する者には種々の義務があります。（施設の一覧は資料 1）

（1）ばい煙発生施設（法施行令別表第 1）を設置するものの義務

設置等の届出	法第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条
排出基準の遵守	法第 13 条
自主測定	法第 16 条
事故時の措置	法第 17 条
公害防止組織の整備	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
公害防止管理者の選任等の届出	

2 届出

届出の種類	届出を必要とするとき	届出の時期
ばい煙発生施設設置届	施設を設置（増設）又は更新しようとするとき	工事に着手する予定日の 60 日前まで
ばい煙発生施設使用届	すでに設置又は設置の工事をしている施設が、新たに指定されたとき	指定された日から 30 日以内
ばい煙発生施設変更届	上記の設置届又は使用届をした施設の構造、使用の方法又は処理の方法を変更しようとするとき	変更の工事に着手する予定日の 60 日前まで
氏名等の変更届	以下の内容を変更したとき ・ 届出者の氏名又は住所 ・ 法人の名称、住所又は代表者の氏名 ・ 工場又は事業所の所在地	変更後 30 日以内
使用廃止届	届出をした施設の使用を廃止したとき	廃止後 30 日以内
承継届	・ 届出をした施設を譲り受け又は借り受けたとき ・ 相続又は合併により届出をした者の地位を承継したとき	承継後 30 日以内

（1）届出部数

2 通（正本 1 通及びその写し 1 通。写しは控えとして受理書と共に返却。）

(2) 実施制限の短縮

ばい煙発生施設の設置届及び変更届について、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施の制限期間を短縮することができます。

3 規制基準

(1) ばい煙の排出基準

次の物質には排出基準が定められており、ばい煙発生施設の設置者は排出基準を超えたばい煙を排出してはいけません。

- ・ いおう酸化物 (排出基準は資料2参照)
- ・ ばいじん (排出基準は資料3参照)
- ・ 有害物質 (排出基準は資料4参照)

(参考1) 法に定められている物質の定義

- ・ 「いおう酸化物」 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- ・ 「ばいじん」 燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生するばいじん
- ・ 「有害物質」 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質
①カドミウム及びその化合物 ②塩素及び塩化水素 ③弗素、弗化水素及び弗化珪素 ④鉛及びその化合物 ⑤窒素酸化物
- ・ 「特定有害物質」 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの(未制定)
- ・ 「特定物質」 物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの
- ・ 「指定物質」 有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの
*指定物質については排出抑制基準があります

(2) ばい煙に関する事故時の措置

ばい煙を発生する施設の設置者は、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは次の措置を講じる必要があります。

- ① 直ちに、事故について応急の措置を講じること
- ② 速やかに、事故を復旧するように努めること
- ③ 直ちに、事故の状況を市長に通報しなければならないこと

4 測定義務

ばい煙を排出する者は、ばい煙発生施設に適用されるばい煙について、排出口から大気中に排出されるばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければなりません。測定方法及び測定頻度は資料5のとおりです。

なお、測定結果は、測定結果記録表(様式第7)に記録し、3年間保存しなければなりません。

5 勧告、命令

(1) 計画変更命令（法第9条）

ばい煙発生施設の設置又は変更の届出をした場合、その内容が排出基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から 60 日以内に、計画の変更、又は計画の廃止を命ずることがあります。

(2) 改善命令、使用停止命令（法第14条）

ばい煙が排出基準に適合しない場合には、ばい煙発生施設の構造等の改善又は使用の一時停止を命ずることがあります。

(3) 事故時の措置命令（法第17条）

事故によりばい煙が多量に排出された場合に、事故の拡大、又は再発防止のためばい煙発生施設設置者に対し必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

6 報告及び検査

(1) ばい煙発生施設の設置者に対して、施設の状況その他必要な事項の報告を求めています。

(2) ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場に立ち入り、施設その他の物件を検査することがあります。

7 罰則

基準に適合しないばい煙を排出したとき、計画変更命令その他の命令に従わなかったとき、届出を怠ったとき、報告又は立ち入り検査を拒んだときなどには、罰則を適用することがあります。

8 公害防止管理者等の選任及び届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき一定規模の工場の設置者（特定事業者）には、公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備するとともに公害防止管理者の選任等の届出及び特定事業者の地位を承継した場合の届出等が義務づけられています。

(1) 大気関係の公害防止統括者等の届出

届出の種類	業種	工場の規模
公害防止統括者、大気第1種公害防止管理者、公害防止主任管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届	・ 製造業 ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業	有害物質の発生施設を有し、工場の総排出ガス量が 40,000m ³ N/時以上
公害防止統括者、大気第2種公害防止管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届		有害物質の発生施設を有し、工場の総排出ガス量が 40,000m ³ N/時未満
公害防止統括者、大気第3種公害防止管理者、公害防止主任管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届		工場の総排出ガス量が 40,000m ³ N/時以上
公害防止統括者、大気第4種公害防止管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届		工場の総排出ガス量が 10,000m ³ N/時以上 40,000m ³ N/時未満

注 1) 公害防止統括者の選任は、常時使用する従業員が 20 人を超える工場のみが必要です。

注 2) 公害防止主任管理者の選任は、工場の総排出ガス量が 40,000m³N/時以上かつ工場の総排水量が 10,000m³/日以上以上の工場のみ必要です。

注 3) 有害物質の発生施設とは、有害物質の規制を受けるばい煙発生施設（資料 1 の 9 項の一部及び 14 ～26 項の施設）をいいます。

注 4) 工場の総排出ガス量とは、工場に設置されているばい煙発生施設の最大排出ガス量の総和をいいます。ただし、廃棄物焼却炉はこの中に含めません。

注 5) 届出の時期については 30 日以内

(2) 承継の届出

届出者	届出の時期
届出をした特定事業者の相続人（個人の場合）	承継後 30 日以内
届出をした特定事業者に合併があったときの合併後 存続する法人又は合併により設立した（法人の場合）	

9 届出先及び問い合わせ先

- ・ 緑区（橋本・大沢地区）・中央区・南区

相模原市環境経済局環境部環境保全課

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 6 階

電話：042（769）8241

- ・ 緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）

相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課

住所：〒252-5172 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階

電話：042（780）1404

資料1 ばい煙発生施設の種類の規模（法施行令別表第1）

項	施設の種類の規模	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力 50L/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉 （水性ガス、油ガス発生用）	原料処理能力 20t/日以上 バーナーの燃焼能力 50L/時以上
3	焙焼炉、焼結炉、か焼炉（金属精錬、無機化学工業品製造用）（14 項に掲げるものを除く）	原料処理能力 1t/時以上
4	溶鉱炉、転炉、平炉（金属精錬用）（14 項に掲げるものを除く）	
5	金属溶解炉（精錬、鑄造用）（14 項及び 24 項から 26 項までに掲げるものを除く）	火格子面積 1m ² 以上
6	金属加熱炉（金属の鍛造、圧延又は金属製品の熱処理用）	羽口面断面積 0.5m ² 以上 バーナーの燃焼能力 50L/時以上
7	加熱炉（石油製品、石油化学製品、コールドタル製品）	変圧器定格容量 200kVA 以上
8	触媒再生塔（石油精製用流動接触分解装置）	炭素燃焼能力 200kg/時以上
8 の 2	燃焼炉（石油ガス洗浄装置附属硫黄回収装置）	バーナーの燃焼能力 6L/時以上
9	焼成炉、溶融炉（窯業製品製造用）	火格子面積 1m ² 以上 バーナーの燃焼能力 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
10	反応炉、真火炉（無機化学工業品、食料品製造用） （26 項に掲げるものを除く）	
11	乾燥炉（14 項及び 23 項に掲げるものを除く）	
12	電気炉（製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用）	変圧器定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200kg/時以上
14	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉 （銅、鉛、亜鉛精錬用）	原料処理能力 0.5t/時以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 バーナーの燃焼能力 20L/時以上
15	乾燥施設（カドミウム系顔料、炭酸カドミウム製造用）	容量 0.1m ³ 以上
16	塩素急速冷却施設（塩素化エチレン用）	原料（塩素）処理能力 50kg/時以上 （塩化水素にあつては塩素換算量）
17	溶解槽（塩化第二鉄製造用）	
18	反応炉（活性炭製造用、塩化亜鉛使用のものに限る）	バーナーの燃焼能力 3L/時以上
19	塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設（化学製品製造用）（16 項から 18 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料（塩素）処理能力 50kg/時以上 （塩化水素にあつては塩素換算量）
20	電解炉（アルミニウム製錬用）	電流容量 30kA 以上

21	反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉（燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用）	原料（燐鉱石）処理能力 バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量	80kg/時以上 50L/時以上 200kVA 以上
22	凝集施設、吸収施設、蒸留施設（弗酸製造用）	伝熱面積 ポンプ動力	10m ² 以上 1kW 以上
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉（トリポリ燐酸ナトリウム製造用）	原料処理能力 火格子面積 バーナーの燃焼能力	80kg/時以上 1m ² 以上 50L/時以上
24	溶解炉（鉛の二次精錬、鉛の管、板若しくは線製造用）	バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量	10L/時以上 40kVA 以上
25	溶解炉（鉛蓄電池製造用）	バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量	4L/時以上 20kVA 以上
26	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設（鉛系顔料製造用）	容量 バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量	0.1m ³ 以上 4L/時以上 20kVA 以上
27	吸収施設、漂白施設、濃縮施設（硝酸製造用）	合成、漂白又は濃縮能力	100kg/時以上
28	コークス炉	原料処理能力	20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力	50L/時以上
30	ディーゼル機関		
31	ガス機関		
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力	35L/時以上

注) 規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

注) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）においても届出が必要となる施設もありますので確認が必要です。

注) 燃焼能力は重油換算した燃焼能力を示す。

注) 重油換算は、液体燃料10L、ガス燃料16m³、固体燃料16kg がそれぞれ重油10Lに相当するものとして扱う。

注) 1台の変圧器を複数のばい煙発生施設が共有している場合は、各ばい煙発生施設の電気容量を変圧器の定格容量とする。

注) ボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満でバーナーの燃料能力が50L/時以上の施設を「小型ボイラー」という。また、昭和60年9月9日までに設置されたものを「既存小型ボイラー」という。

資料 2 硫黄酸化物の排出基準

それぞれの排出口において、次の式により算出される硫黄酸化物の量が排出基準となります。

$$q=K\times 10^{-3}\times He^2$$

q：硫黄酸化物の量（単位 $m^3N/時$ ）

K：緑区の橋本・大沢・城山地区、中央区、南区 … 11.5

緑区の津久井・相模湖・藤野地区 … 11.7

He：次の方法により補正された排出口の高さ（単位 m）

- ・ 排出口の高さの補正（有効煙突高）

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm= \frac{0.795\sqrt{Q\times V}}{1+2.58/V}$$

$$Ht= 2.01\times 10^{-3}\times Q\times (T-288) \times (2.30\log J+ \frac{1}{J} -1)$$

$$J= \frac{1}{\sqrt{Q\times V}} (1460-296\times \frac{V}{T-288}) +1$$

Ho：排出口の実際の高さ（単位 m）

Q：15℃における排出ガス量（単位 $m^3/秒$ ）

V：排出ガスの排出速度（単位 $m/秒$ ）

T：排出ガスの温度（単位 K）

なお、大気汚染防止法施行令別表第1（本書資料1）の12、15～17、19、20、22項及び熱源として電気使用のばい煙発生施設には排出基準は適用されません。また、既存の小型ボイラー（昭和60年9月9日までに施設の工事に着手されたものをいう。）並びに29、30項のうち非常用および既設（昭和63年1月31日までに設置の工事に着手されたものをいう。）で排ガス量が10,000 m^3N/h 未満の施設並びに31、32項のうち非常用の施設には、当分の間、排出基準は適用されません。

注）神奈川県内では、集合煙突は、集合状態で算定した値を用いて基準評価を行っています。その場合、交互使用、予備缶その他の理由により休止施設があるときは、これを除外して行ってください。

資料3 ばいじんの排出基準（一部省略）

項	施設番号 施設名	規模 (万 m ³ N/h)	本則		附則	
			(g/m ³ N)	On (%)	(g/m ³ N)	On の扱い
1	1 ガス専焼ボイラー	4 以上	0.05	5	小型ボイラーは当分の間 適用を猶予する	
		4 未満	0.10			
2	1 液体専焼及びガス 液体混焼ボイラー	20 以上	0.05	4	既設 0.07	
		4～20	0.15		既設 0.18	
		1～4	0.25			
		1 未満	0.30		小型ボイラーは*1、2、 3	当分の間適用 猶予
4	1 石炭燃焼ボイラー	20 以上	0.10	6	既設 0.15	
		4～20	0.20		既設 0.25	
		4 未満	0.30		既設 0.35 *1、3	
5	1 触媒再生塔に付属 するもの	—	0.20	4	既設 0.30	
6	1 その他ボイラー（木 くず燃焼等）	4 以上	0.30	6		当分の間適用 猶予
		4 未満	0.30		既設 0.40	
17	5 金属溶解炉	4 以上	0.10	Os		
		4 未満	0.20		アルミニウムの地金もし くは合金製造又はアルミ ニウムの再生の用に供す る反射炉は当分の間 0.30 とする	
18	6 金属加熱炉	4 以上	0.10	11	既設 0.15	当分の間適用 猶予
		4 未満	0.20		既設 0.25	
24	9 セメント製造用焼 成炉		0.10	10		
25	9 耐火レンガ・耐火物 製造用焼成炉	4 以上	0.10	18		
		4 未満	0.20			
26	9 その他焼成炉（骨 材・陶器製造等）	4 以上	0.15	15		当分の間適用 猶予
		4 未満	0.25			
27	9 板ガラス・ガラス繊 維製造用熔融炉	4 以上	0.10	15		
		4 未満	0.15			
28	9 光学ガラス・電気ガ ラス等製造用熔融炉	4 以上	0.10	16		
		4 未満	0.15		既設 0.30	
29	9 その他熔融炉（びん ガラス製造用等）	4 以上	0.10	15		
		4 未満	0.20			
30	10 反応炉及び直火炉	4 以上	0.15	6	活性炭の製造のように供 する 1 万 m ³ N/h 未満の既 設反応炉は当分の間 0.30	当分の間適用 猶予
		4 未満	0.20			
31	11 骨材乾燥炉	—	0.50	16 ただし、	2 万 m ³ /h 未満の既設のも のは当分の間 0.50	
32	11 乾燥炉（上記以外の もの）	4 以上	0.15	直接熱 風乾燥 炉は Os		
		4 未満	0.20		既設は当分の間 1～4 万 m ³ N/h は 0.30、1 万未満 は 0.35 とする。	

36	13 廃棄物焼却炉（規模については焼却能力）	4 t/h 以上	0.04	12	既設 0.08 * 4	
		2 ～ 4 t/h	0.08		既設 0.15 * 4	
		2 t/h 未満	0.15		既設 0.25 * 4	
56	29 ガスタービン		0.05	16	既設及び非常用施設は当分の間適用しない * 5	
57	30 ディーゼル機関		0.10	13	既設及び非常用施設は当分の間適用しない * 5	
58	31 ガス機関		0.05	0	非常用施設は当分の間適用しない	

備考 1 ばいじんの量は次式により算出されたものとする。

$$C = \frac{21 \cdot O_n}{21 \cdot O_s} \cdot C_s$$

C：ばいじん濃度（補正值）（単位 g）

O_n：表中に示す酸素濃度（%）

O_s：排ガス中の酸素濃度（20%を超える場合は 20%）

C_s：ばいじん濃度（実測値）

2 ばいじんの量には、燃料の点火・灰の除去のための火屑整理、又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1 時間につき計 6 分を超えない時間内に排出されるものに限る）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設においては一工程の平均の量とする。

4 既設とは、昭和 57 年 6 月 1 日において、現に設置されている施設（施設の工事が着工されているものを含む）をいう。

* 1 昭和 60 年 9 月 9 日以前設置の小型ボイラーは、当分の間適用を猶予する

* 2 灯油、軽油、A 重油燃焼の小型ボイラーは、当分の間適用を猶予する

* 3 昭和 60 年 9 月 10 日～平成 2 年 9 月 9 日設置の小型ボイラーは当分の間 0.50 とする

* 4 既設とは、平成 10 年 7 月 1 日において、現に設置されている施設（施設の工事が着工されているものを含む）をいう

* 5 既設とは、平成 63 年 2 月 1 日において、現に設置されている施設（施設の工事が着工されているものを含む）をいう

* 基本的に規模を示す排出ガス量は最大排出ガス量（湿り）であり、排出基準値は乾き排ガス量中の濃度になる。

資料４－１ （１）窒素酸化物の排出基準（一部省略）

項 番 号	施設番号 施設名	規模 (万 m³N/h)	排出基準値						備考	
			On (%)	施設設置年月日						
				48.8.9 以前	～ 50.12.9	～ 52.6.17	～ 54.8.9	～ 58.9.9		58.9.10 以降
1	1 ガス専焼ボイ ラー	50 以上	5	130				60		小型ボイラーは 適用なし
		10～50						100		
		4～10		130						
		1～4								
		0.5～1				150				
		0.5 未満								
2	1 固体燃焼ボイ ラー	70 以上	6	400	300			200*1	* 1 は、58.9.10 ～62.3.1 設置分 は 300 * 2 は、当分の間 350 特殊なボイラー は別基準有 小型ボイラーは (2) の基準適用	
		50～70		420				250*1		
		20～50		450	350	350		300*2		
		4～20			380					
		0.5～4		480		380				
		0.5 未満								
3	1 液体燃焼ボイ ラー	50 以上	4	180		130		* は 52.6.18～ 52.9.9 設置分は 250、52.9.10～ 54.8.9 設置分は 180 原油タール燃焼 のもの及び排煙 脱硝装置付きの 施設は別基準有 52.9.9 以前設置 の規模0.5 万未満 の過負荷燃焼ボ イラーは基準適 用なし 小型ボイラーは (2) 基準適用		
		10～50							150	
		4～10		230						
		1～4								
		0.5～1		250		*	180			
		0.5 未満								
9	5 金属溶解炉（キュボラを 除く。）	12	200			180				
12	6 金属加熱炉	10	11	160		100			ラジアントチュ ープ型及び鍛接 鋼管用のものは 別基準有	
		4～10		170		150	130			
		1～4				150				
		0.5～1		200		180				
		0.5 未満								
17	9 セメント焼成 炉（湿式）	10 以上	10			250	250			
10 未満	350									
17	9 セメント焼成 炉（上記以外）	10 以上	10	480		250	250			
		10 未満				480	350			

項 番 号	施設番号 施設名	規模 (万 m³N/h)	排出基準値							備考
			On (%)	施設設置年月日						
				48.8.9 以前	～ 50.12.9	～ 52.6.17	～ 54.8.9	～ 58.9.9	58.9.10 以降	
18	9 耐火レンガ・耐火物製造用焼成炉		18	450				400		
19	9 板ガラス・ガラス繊維製造用溶融炉		15	400				360		
20	9 光学ガラス・電気ガラス等製造用溶融炉		16	900				800		
21	9 その他ガラス製造用溶融炉		15	500				450		
22	9 その他の焼成炉・溶融炉		15	200				180		
23	10 反応炉及び直火炉		6	200				180	硫酸カリウム製造用等別基準有	
24	11 乾燥炉		16	250				230		
25	13 廃棄物焼却炉（連続炉）	4 以上	12	300			250		浮遊回転燃焼式のものと及び特殊廃棄物焼却炉は別基準有	
		4 未満								
25	13 廃棄物焼却炉（連続炉以外）	4 以上			—					

（２）窒素酸化物の排出基準（小型ボイラー）

項	施設番号 施設名	排出基準値				備考
		On (%)	施設設置年月日			
			S60.9.9 以前	S60.9.10 ～H2.9.9	H2.9.10 以後	
2	1 固体燃焼ボイラー	6	—	350		一は基準適用なし
3	1 液体燃焼ボイラー	4	—	300	260	一は基準適用なし 灯油、軽油、A 重油燃焼は基準適用なし

（３）窒素酸化物の排出基準（ガスタービン、ディーゼル機関）

項	施設番号 施設名	規模 (万 m³N/h)	排出基準値					備考
			On (%)	施設設置年月日				
				S63.1.31 以前	S63.2.1～ H 元.7.31	H 元.8.1～ H3.1.31	H3.2.1 以後	
47	29 ガス専焼ガ スタービン	4.5 以上	16	—	70			一は基準 適用なし 専ら非常 用は基準 適用なし
		4.5 未満			90			
	29 液体燃焼ガ スタービン	4.5 以上		—	100		70	
		4.5 未満			120			
48	30 ディーゼル 機関	シリンダー径 400mm 以上	13	—	1600	1400	1200	
		シリンダー径 400mm 未満			950			

* 基本的に規模を示す排出ガス量は最大排出ガス量（湿り）であり、排出基準値は乾き排ガス量中の濃度になる。

(4) 窒素酸化物の排出基準 (ガス機関)

項	施設番号 施設名	排出基準値				備考
		On (%)	施設設置年月日			
			H3.1.31 以前	H3.2.1～ H6.1.31	H6.2.1 以後	
47	31 ガス機関	0	2000	1000	600	専ら非常用は基準適用なし

備考1 窒素酸化物の量は次式により算出されたものとする

$$C = \frac{21 \cdot O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物濃度 (補正值)

O_n : 表中に示す酸素濃度 (%)

O_s : 排ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は 20%)

C_s : 窒素酸化物濃度 (実測値)

資料4-2 その他有害物質の排出基準 (一部抜粋) (法施行規則別表第3)

項	有害物質名	ばい煙発生施設の種類	排出基準 (mg/m ³)
1	カドミウム及びその化合物	9 ガラス又はガラス製品の製造 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。) の用に供するもの。	0.1
3	塩化水素	13 廃棄物焼却炉	700
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	9 ガラス又はガラス製品の製造 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。) の用に供するもの。	10
5	鉛及びその化合物	9 ガラス又はガラス製品の製造 (原料として酸化鉛を使用するものに限る。) の用に供するもの。	20

資料5 測定方法と頻度（抜粋）

測定項目	ばい煙発生施設の区分	測定頻度	測定方法
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が 10m ³ N/h以上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	JISK0103及びZ8808の方法により、硫黄酸化物 濃度及び排ガス量を測定する。
燃料中の硫 黄含有率	硫黄酸化物に係る全ての施設	—	JISK2301、K2514-1～7又はM8813の方法によ り燃料の硫黄含有量を測定する。 ただしその他の方法（燃料成分表等）によりその 含有率が確認できればその方法。
窒素酸化物	排ガス量が 40,000m ³ N/h 以 上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	JISK0104の方法により測定 （酸素濃度はオルザット法）
	排ガス量が 40,000m ³ N/h 未 満の施設	年2回以上	
ばいじんの 濃度 ＊2	排ガス量が 40,000m ³ N/h 以 上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	JISK8808の方法により測定
	排ガス量が 40,000m ³ N/h 未 満の施設	年2回以上	
有害物質	排ガス量が 40,000m ³ N/h 以 上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	＜カドミウム・鉛＞ JISK0083に定める方法により測定 ＜塩素＞ JISK0106の方法により測定 ＜塩化水素＞ JISK0107の方法より測定 ＜弗化水素＞ JISK0105の方法により測定
	排ガス量が 40,000m ³ N/h 未 満の施設	年2回以上	

＊1 ばいじん、窒素酸化物の測定回数については、暖房機のみ稼動するボイラー等稼動期間が半年に満たないものは年1回以上の測定。

＊2 ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関については5年に1回以上

＊3 排出基準適用猶予施設については、当該基準に係る測定を実施することなく、排出係数を参酌することにより排出状況を把握することによりとされている。